

利息分割受取型定期預金規定新旧対比表

変更箇所は下線付きで記載

改定前	改定後	備考
1.～18. 省略 以 上	1.～18. 省略（変更なし） 19. <u>（商品の廃止）</u> <u>（1）当行は、事前に店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、預金者に通知することなく、当行所定の日をもってこの預金を廃止することができるものとします。</u> <u>（2）この預金が廃止された場合、既に預け入れられている預金は、満期時または当行所定の時期に、スーパー定期預金（自由金利型定期預金（M型））へ預け入れます。</u> <u>（3）前項によるスーパー定期預金への預入後の預金には、「自由金利型定期預金（M型）規定」が適用されます。</u> 以 上	新設

変動金利定期預金規定新旧対比表

変更箇所は下線付きで記載

改定前	改定後	備考
1.～17. 省略 以 上	1.～17. 省略（変更なし） 18. <u>（商品の廃止）</u> <u>（1）当行は、事前に店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、預金者に通知することなく、当行所定の日をもってこの預金を廃止することができるものとします。</u> <u>（2）この預金が廃止された場合、既に預け入れられている預金は、満期時または当行所定の時期に、スーパー定期預金（自由金利型定期預金（M型））へ預け入れます。</u> <u>（3）前項によるスーパー定期預金への預入後の預金には、「自由金利型定期預金（M型）規定」が適用されます。</u> 以 上	新設

半年複利型定期預金規定新旧対比表

変更箇所は下線付きで記載

改定前	改定後	備考
1.～17. 省略 以 上	1.～17. 省略（変更なし） 18. <u>（商品の廃止）</u> <u>（1）当行は、事前に店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、預金者に通知することなく、当行所定の日をもってこの預金を廃止することができるものとします。</u> <u>（2）この預金が廃止された場合、既に預け入れられている預金は、満期時または当行所定の時期に、スーパー定期預金（自由金利型定期預金（M型））へ預け入れます。</u> <u>（3）前項によるスーパー定期預金への預入後の預金には、「自由金利型定期預金（M型）規定」が適用されます。</u> 以 上	新設